

記載例①

退職者→普通徴収(未徴収税額を退職者が直接納入)の場合

①異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
特別徴収義務者 指定番号		99999	
宛名番号		123456-7	
担当 者 連 絡 先		所属 氏名 電話	
所属		経理課	
氏名		小堤 次郎	
電話		029-292-1111 内線(999)	
所在地		〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地	
フリガナ		マルマルショウジ(カ)	
氏名又は名称		〇〇商事株式会社	
個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	
フリガナ		イバラキ ハナコ	
氏名		茨城 花子 旧姓(千葉)	
生年月日		昭和三十二年三月三日	
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	
受給者番号		6 月 11 月	
1月1日 現在の住所		茨城町大字駒場450番地	
異動後の 住所		72,000円 30,000円 42,000円	
特別徴収税額 (年税額)		(ア) 徴収済額 (イ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	
異動年月日		6年 10月 31日	
異動の事由		1. 退職 2. 転職・長欠 3. 休職・死亡 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	
異動後の未徴収 税額の徴収方法		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)	

指定番号は市町村ごとで異なります。
特別徴収税額通知書の「摘要」に記載の数字を必ず記入してください。
記載内容について応答できる方の連絡先を記入してください。

②転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください。)

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指定番号		受給者番号	
所在地		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
フリガナ		右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
氏名又は名称		普通徴収税額	
(新しい徴収義務者)		10月末で退職した給与所得者の徴収方法を11月分から普通徴収に変更する場合 (ア)特別徴収税額(年税額) 72,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 30,000円(6月から10月分) (ウ)未徴収税額 42,000円(11月から翌年5月分)	

③給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
理由		徴収予定月日 徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円	
1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため			
2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

④給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理由		死亡退職の場合、相続人氏名、連絡先をご連絡ください。	
1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため			
2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
3. 死亡による退職であるため			

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ